

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 交付金を交付する場合の額の算定に関する特例

沖縄振興特別措置法別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合には、同法の規定の適用による補助率の嵩上げ措置を参酌して、交付金の額を算定することとする。 (第百五条関係)

第二 沖縄振興特定事業計画に基づく事業に充てる交付金制度の創設

沖縄県知事が作成する沖縄振興特定事業計画に基づく事業に充てるため、交付金制度を創設すること。
(第百五条の二及び第百五条の三関係)

第三 その他 (附則)

この法律の施行日を定めること。